

自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会
第一回会合議事概要

1. 開催概要

日時：平成24年8月8日（水）10時～12時

場所：合同庁舎二号館共用会議室2B

2. 議事概要

- 事務局から検討会についての説明、監査等の現状及び主な課題の説明
- 事務局から検討事項及び論点の案についての説明
- 委員からの意見等

（全体について）

監査制度において、現状の監査では全ての事業者に対して網羅的に確認・指導できておらず、まず運送事業者を満遍なくチェックできるようにすることが第一。その際には、国の監査官だけでは対応できないので、巡回指導を行う貨物自動車運送適正化事業実施機関のような第三者機関を活用することが不可欠。

第二に、悪質な運送事業者を確実に排除するための監査制度の質的な強化が必要。

さらに、限られた監査資源を有効に使うため、優先順位を付けて監査を実施することも重要。

（金銭的処分について）

金銭的処分については、独占禁止法や金融商品取引法の課徴金、道路交通法の放置違反金などが最近の例であり、参考となりうる。

（第三者機関の活用について）

運送事業者の法令違反の確認のため第三者機関を活用という場合、財源の問題を検討することが必要。

第三者機関の確認を活用するという点においては、道路交通法における違法駐車に関して、民間の登録機関が確認を行い、その結果の報告を受けた公安委員会が放置車両として取り扱う制度などは参考となる。

第三者機関による確認は、貨物自動車運送適正化事業実施機関が一つのモデルであるが、どのような形がいいか検討する必要がある。